

# 浄化槽設置工事基準書

福岡県

大木町

福岡県浄化槽推進協議会

平成 6年 4月 1日発行

平成11年 4月 1日改正

平成27年10月 1日改正

令和 5年 7月 1日改正

## 【1】目的

この基準書は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る浄化槽の適切な工事を確保するため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び厚生省通知等に基づき、浄化槽工事を行う際や、行政機関が施工状況を審査する際に留意すべき事項を定め、同事業の円滑な推進を図るために策定したものである。

## 【2】一般的事項

1. 浄化槽法第29条に基づき浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うとき、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する工事業者が自ら実地に監督しなければならない。
2. 浄化槽設置工事に関しては、次のような事項について、施主に十分説明し、施主の承認と協力を得て、設計・施工に入らなければならない。

- ①浄化槽の規模・配置・建設費について
- ②完了までの予定工期について
- ③維持管理及び法定検査について
- ④周囲への配慮について
- ⑤その他

### 【3】掘削工事

浄化槽設置箇所の掘削工事を行う場合は、次の事項に留意し施工すること。

- ①掘削面積は槽の外形より概ね30cm以上大きく掘削しなければならない。
- ②掘削深においては、基礎が不安定となったり、水平の狂いを生じたりするため、所定の深さ以上に掘削しないこと。万一、過掘りとなった場合は、基礎コンクリートで調整すること。
- ③掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況などに適した工法とし、土砂が崩壊しないよう関係法令に従い、適切なのりをつけるか又は、山留を行うこと。
- ④土砂の運搬によるこぼれ・飛散あるいは排水による泥土の流出防止に努め、必要に応じて清掃水洗いを行うこと。

#### \*水替工事

地下水等の除去のため、かま場を作り、水替えを行い土工・基礎工に支障のないようにすること。

## 【4】基礎工事

基礎工事は浄化槽工事において、槽の水平確保及び不等沈下防止上極めて重要であるため、次の事項に十分配慮すること。

- ①栗石基礎の敷厚は、150mm以上とする。
- ②目潰しを行い十分転圧すること。
- ③基礎コンクリートの設計基準強度は、鉄筋コンクリート（FC） $21\text{N}/\text{m}^2$ とし、スランプ8cmとする。
- ④基礎コンクリート用「型枠」を必ず設置し、コンクリートを水平に打設すること。  
なお、型枠材は木材以上の強度を有するものを使用すること。
- ⑤基礎コンクリート厚は100mm以上とする。但し、上部に車庫等の荷重のかかる場合のコンクリート厚は150mm以上とすること。
  
- ⑥ポンプ槽を設置する場合の基礎及びスラブ工事の施工について
  - ア 浄化槽本体とポンプ槽が離れている場合  
全ての工事過程において浄化槽本体工事に準じること。
  - イ 浄化槽本体とポンプ槽が同一掘削地内の場合  
全ての工事過程において浄化槽本体工事に順じ、基礎及びスラブについては浄化槽本体と同一成型とすること。

### \*浄化槽の設置について

基礎コンクリートは十分強度が出るまで養生し、打設日の浄化槽の設置は認めない。  
上部スラブ厚については、基礎コンクリート厚に準じること。

- ⑦既成底板コンクリート（PC板）を使用する場合は、町の事前承認を必要とする。  
また、PC板は現場打ち基礎と同等以上の強度を有するものとし、保証書及び構造計算書があるものを使用可能とする。

## 【5】不等沈下防止のための配筋工事

- ① 上部スラブに荷重がかからない場合
- ・鉄筋はSD295-D10以上を使用すること。
  - ・底版の配筋ピッチは200mm以内とすること。
- ② 上部に車庫等の荷重がかかる場合
- ・底版及び上部スラブもSD295-D10以上を使用し、配筋ピッチは200mm以内とし、ダブル筋とすること。
  - ・支柱に使用する柱筋はSD295-D13以上を使用すること。
  - ・支柱フープ筋はSD295-D10以上を使用し、ピッチは概ね150mmとすること。
  - ・支柱は内径200mm以上の円形型枠（ボイド等）を使用すること。
  - ・鉄筋の継手の長さは25D以上、支柱筋の定着の長さは40D以上とすること。
  - ・マンホール蓋と枠は耐荷重仕様とすること。

人 槽	柱の本数
5～7	4本以上
8～10	6本以上

③ 上部スラブにかかる荷重が一定以下の場合

上部スラブにかかる荷重が一定以下の場合、支柱工事が不要となる場合がある。但し、支柱工事を省略できる浄化槽については、(財)日本建築センター又は全国合併処理浄化槽普及促進協議会が認めた浄化槽に限る。

- |  |
|--|
| * ・ヒューム管による支柱代用は認めない。<br>・開口部補強筋を適切に実施すること。<br>・鉄筋下部及び支柱には、必ずスペーサーを設置すること。 |
|--|

④ 杭打ち

- |      |              |      |
|------|--------------|------|
| 本 数  | ・ 10人槽の場合    | 8本以上 |
|      | ・ 5人槽～8人槽の場合 | 6本以上 |
| 末口直径 | ・ 12cm以上とする。 |      |
| 長 さ  | ・ 3m.以上とする。  |      |

材 質 ・ 生松丸太

※ 1 1 人槽以上の場合、杭打ちは杭間隔 1. 0 m 以内の配置とすること。

## 【6】浄化槽の搬入・据付け

- ①搬入車からは機械による荷下しとし、落下させないように十分に注意すること。
- ②レベルの確認を十分に実施すること。
- ③水張りにより槽本体を安定させ、漏水についても確認すること。
- ④設置前、ろ材・接触材の変形・破損の有無を確認すること。
- ⑤薬剤筒の有無・傾きを確認すること。
- ⑥満水とし、越流堰の全面より均等に水が出るように調整すること。
- ⑦浄化槽を仮置きする場合は、浄化槽に損傷を与えぬよう下部に保護マット（板）等を設置すること。

### \* 浮上防止対策

地下水位が高い場合、浮上防止ベルト等の浮上防止対策を必ず実施すること。

### \* 偏土圧や偏水圧による浄化槽の傾き防止対策

浄化槽と基礎を一体構造とし、基礎の根巻き等の対策を講じること。

## 【7】埋戻し・マンホール嵩上げ

- ① 埋戻し材は必ず砕石チップまたは山砂を使用し、水締め・突固めを実施することとし、下半分を完全に水締めし、次に上半分とすること。
- ② マンホールの嵩上げは、純正アジャスターを使用し、ビス止めのうねコーキングを実施すること。
- ③ 嵩上げは 3 0 cm 以下とし、それ以上はピット構造とすること。
- ④ ピットの構造については「小規模合併処理浄化槽構造基準・同解説」に準じること。

\* 発生土による埋戻しは認めない。

\* 埋戻し時に機械転圧してはならない。

## 【8】臭突管工事

- ① 臭突管における本体からの横引管は、必ず上部スラブ端まで配管すること。

### \*臭突管を立ち上げる場合

- ・ 近隣の状況を配慮し、風通しのよい場所に立ち上げること。
- ・ 立ち上げ高さは、隣家等付近の状況を考慮に入れ、苦情の生じないように設定すること。
- ・ 立ち上げ管は風などで倒れないように支持金具を取付けること。

### \*臭突管を立ち上げない場合

- ・ 上部スラブ端において立ち上げ、地下水・雨水の入らないよう塩ビ製キャップ等を使用し、確実に止水すること。

- ②横引き管は、できるだけ短くし、立ち上げ管に向かって上り勾配となるよう配管すること。

- ③脱臭機・脱臭ファンは、必要に応じて取付けること。

## 【9】ブローワー工事

ブローワーの据え付け位置は、次の点に留意しつつ設置者と協議して選定すること。

- ①送気配管の距離ができるだけ短い場所を選定し、配管長さは10m以内で、曲がりは最低限度にとどめ、規定の送風量が確保できるものとする。
- ②直射日光及び風雨が当たりにくく、湿気が少なく風通しのよい場所とする。
- ③保守点検が容易な場所に設置すること。
- ④電源コンセントは防水型とすること。
- ⑤運転音及び振動を考慮し、寝室・居間からできるだけ離れた位置とすること。
- ⑥ブローワーの基礎は地盤より10cm以上高くし、ブローワー台の外寸より5cm以上大きくし、コンクリート造りとする。
- ⑦ブローワーを必ず確認し、接地工事（アース）が必要なものは必ず施工すること。
- ⑧浄化槽の機種によっては、ブローワーが複数台設置されるものもあるため各ブローワーの能力（風力）等を確認し、メーカーの指定通り設置すること。
- ⑨ブローワーの稼働を制御するためのタイマー等が付設されているものについては、その制御装置の作動状況を確認すること。
- ⑩ブローワーには、点検の妨げや熱がこもるような構造物を設置しないこと。

\*規定風量以上の能力を有するか再確認すること。



## 【10】排水工事

- ①下水道排水設備指針（日本下水道協会）にのっとり施工すること。
- ②汚水管（雑排水を含む）の最小口径は100mmとし、硬質塩化ビニール管を使用すること。
- ③柵は樹脂製のインバート柵又はトラップ柵（内径30cm）を使用し、起点・屈曲点・合流点及び管径・勾配の変化するところに設置すること。但し、二重トラップとしないこと。直線部にあっては概ね10m毎に設置すること。  
しかし、設置条件において問題が生じる場合は、役場担当課と協議を行うこと。
- ④柵の基礎は、砕石基礎又はコンクリートを5cm程度打設すること。
- ⑤管勾配は1/100以上で、最小土被りは概ね20cm以上とし、管の露出配管は認めない。やむを得ず露出部が出た場合、さや管等の適切な保護対策を講じること。
- ⑥雨水管の接続は認めない。
- ⑦浄化槽放流管は放流水路との水位差が適切に保たれているか（雨水時の高水位）確認し、逆流すると判断される場合は、放流ポンプ槽を設置するなどの措置を講じること。
- ⑧浄化槽本体の流入・放流部に柵を設置すること。
- ⑨柵における配管貫通部は確実にシールすること。
- ⑩床下の集合配管は原則として認めない。

\*浄化槽放流管と雨水管は原則として別ルートとすること。

\*排水設備は浄化槽設備士の責任の範疇であり、不適切な場合は、浄化槽設備士の責任において、早急に改善すること。

## 【1 1】ポンプ設備設置の場合

放流ポンプ槽を設置する場合、十分な有効容量を有するものとする。

- ①ポンプ井の基礎を十分にし、変形・漏水の有無を確認すること。
- ②ポンプは予備を含め2台交互運転とし、非常時は同時運転とすること。
- ③ポンプの固定を確認し、位置や配管がレベルスイッチの作動を妨げないか確認すること。
- ④ポンプ、配管及びビス類等、防食対策を十分考慮すること。

## 【1 2】提出写真について

原則として同一方向から撮り、別紙「工事写真集」貼り提出すること。

\* 着工前・据付・竣工写真には浄化槽設備士が必ず入らねばならない。  
ポンプ槽設備の場合、一式写真添付のこと。

## 【1 3】竣工の確認

- ② 実績報告書提出後、町の確認を受けなければならない。
- ②現場確認において、浄化槽設備士・設置者は立会しなければならない。
- ③確認は鏡検査及び水流し検査とする。
- ④指摘された手直し箇所は速やかに補修をし、再確認を受けなければならない。

## 【1 4】その他

この基準書は、原則として10人槽までの適用とし、それ以上の規模又は上記以外の疑義については、町担当課と十分協議のうえ、施工すること。